



市に移譲された都市計画権限を活用できた実例

1. 用途地域の決定権限

平成24年4月に市に権限移譲(地方分権一括法の第2次移譲)

⇒市の実情に応じて独自に見直すことが可能となった。

事例①(令和2年度の事例)

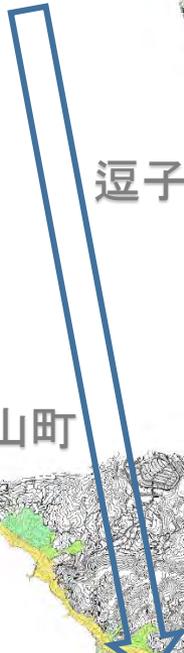
「観光」や「6次産業化」に資するよう用途地域を見直し

- * 用途変更に合わせて、市の観光計画の作成や、丁寧な地元調整を実施

横須賀市の用途地域図

149

相模湾越しに
富士山が望める
景勝地のエリア



相模湾

令和2年度
都市計画変更

横浜市

逗子市

葉山町

三浦市

東京湾

横須賀市中心市街地

(用途地域)

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
|  | 第一種低層住居専用地域 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第二種低層住居専用地域 |  | 商業地域 |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 工業地域 |
|  | 第一種住居地域 |  | 工業専用地域 |
|  | 第二種住居地域 | | |



0 500 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 6,000 (m)

